

助成金申請書類作成の手引き

令和7年度
燃料電池等トラック実装支援事業

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階西

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc_truck

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

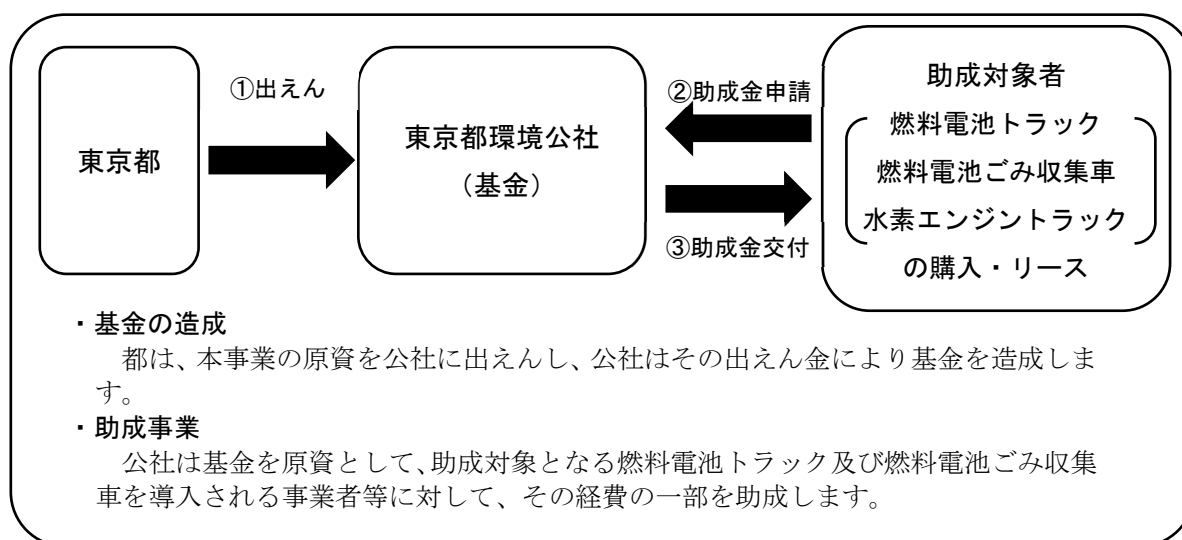
I	事業の概要	- 2 -
1	目的	- 2 -
2	事業スキーム	- 2 -
3	助成金額について	- 2 -
II	助成金を受け取るまでのスケジュール	- 7 -
III	交付申請について	- 9 -
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	- 9 -
2	対象の確認	- 10 -
3	お手元にご用意するもの	- 12 -
	(1) 燃料電池小型トラック及び大型トラック申請の場合	- 12 -
	(2) 水素エンジントラック申請の場合	- 19 -
	(3) 車両本体価格を含む再リース契約を結ぶメンテナンス・サービス費用の助成を受ける場合（再リース申請）	- 23 -
	(4) 燃料電池ごみ収集車申請の場合	- 27 -
4	申請手続きについて	- 32 -
5	助成金額について	- 36 -
6	計画の変更等	- 36 -
IV	助成金を申請後に必要なこと	- 37 -
1	車両導入計画報告書の提出（交付要綱第 13 条）	- 37 -
2	水素ステーション設備等報告書の提出（交付要綱第 13 条）	- 37 -
3	助成事業の経理（交付要綱第 20 条）	- 38 -
4	申請の撤回（交付要綱第 10 条）	- 38 -
5	債権譲渡について（交付要綱第 12 条）	- 38 -
6	交付決定の取消し（交付要綱第 14 条）	- 38 -
7	処分の制限（交付要綱第 17 条参照）	- 39 -

I 事業の概要

1 目的

燃料電池等トラック実装支援事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人東京都環境公社が、燃料電池等トラックを導入するに当たり、その経費の一部を助成することにより、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて事業用の燃料電池トラックの普及を促進することを目的に実施するものです。

2 事業スキーム



3 助成金額について

本助成金は、（１）本体助成金額に加えて、一定の条件を満たす場合は、上乗せで助成を行います。助成対象経費は燃料電池トラックの場合は車両本体価格とリース契約に含まれる車両本体価格及びメンテナンス・サービス費用、水素エンジントラックの場合は車両を水素エンジントラックに改造するための費用（車両改造費用）、改造目的で調達した車両購入費用です。

※消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。

※本事業の交付申請は事後申請となります。助成事業（対象車両の契約及び領収、初度登録、納車）が完了後に行ってください。

(1) 燃料電池トラックの基本補助

大企業の方は①を、中小企業の方は②をご参照ください。

① 燃料電池トラック本体助成金 (大企業の方)

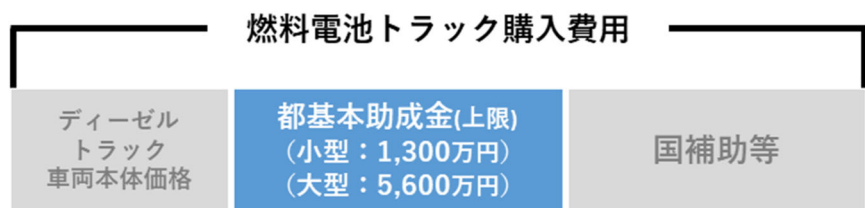
燃料電池トラック購入費用(※1)から国補助等の額と助成対象トラックと積載量、全長等の仕様が同等のディーゼルトラックの車両本体価格を差し引いた額とし、燃料電池小型トラックは1,300万円、燃料電池大型トラック5,600万円を上限とします。

トラック本体助成額

＝トラック本体価格(税抜)－国補助等の額－ディーゼルトラックの車両本体価格(税抜)



FCトラック
導入費



- ・助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- ・事情により国補助等を併用できない場合は、国補助等未申請申告書(第3号様式)の提出が必要になります。

※1 リース契約の場合は、リース契約に含まれるトラック本体費用

② 燃料電池トラックリース契約費用本体助成金額 (中小企業の方)

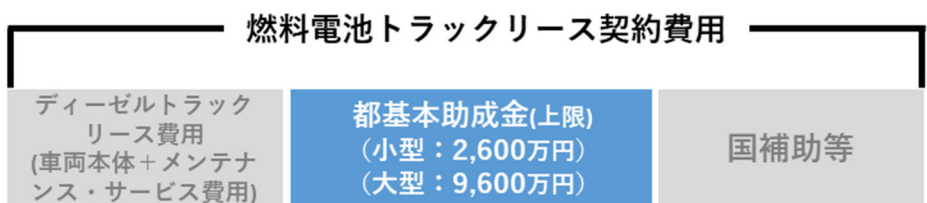
リース契約かつ助成対象者が中小企業者である場合は、リース契約に含まれる車両本体価格及びメンテナンス・サービス費用(以下「リース契約費用」という。)も助成対象経費とし、リース契約費用から国補助等の額及びディーゼルトラックのリース契約費用を差し引いた額とし、燃料電池小型トラックは2,600万円、燃料電池大型トラックは9,600万円を上限とします。

FCトラックリース契約費用本体助成金額

＝リース契約費用(税抜)－国補助等の額－ディーゼルトラックのリース契約費用(税抜)



FCトラック
リース導入費



- ・助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(2)トラック上乗せ助成金額

以下①～③のいずれかの条件を満たした場合に、燃料電池トラックリース契約本体助成金または燃料電池トラックリース契約費用本体助成金額とは別に上乗せ助成を行います。
ただし条件の併用はできません。

- ① 5年度以内に自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池トラック（中古車を除く。）または水素エンジントラックを当該申請時から一定台数（※2）以上純増させる計画となっている場合
本助成金の交付上限額 小型：3,400万円／台 大型：11,500万円／台（※3）

※2 一定台数

大企業	大型トラックを含む	5台
	” 含まない	10台
中小企業	小型・大型問わず	3台

- ② 東京都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図る場合
本助成金の交付上限額 小型：3,400万円／台 大型：11,500万円／台（※3）

※3 FCトラックリース契約本体助成金額またはFCトラックリース契約費用本体助成金額と上乗せ助成額を合算した金額



FCトラック
リース導入費



- ③ 上記いずれも当てはまらない助成対象者が、グリーン経営認証または ISO14001を取得している貨物自動車運送事業者である場合（地方公共団体は除く）
本補助金の交付額 50万円／台（小型・大型問わず）

- ・リース契約の場合、申請者はリース契約の予定貸与先となりますので、リース事業者と予定貸与先の共同申請となります。

(3) 水素エンジントラック本体助成金額

助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、車両改造費用から国補助等の額を除いた額に3分の2を乗じた額とし、1,100万円を上限とします。

$$\text{水素エンジントラック本体助成額} = (\text{車両改造費} - \text{国補助等の額}) \times 2/3$$



(4) 水素エンジントラック上乗せ助成金額

以下①～②のいずれかの条件を満たした場合に、車両改造費用及び車両購入費の合計額に対して、水素エンジントラック本体助成金額とは別に上乗せ助成を行います。ただし条件の併用はできません。（車両の使用者以外が車両を購入した場合は対象外です。）

- ① 5年度以内に自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池トラック（中古車を除く。）または水素エンジントラックを当該申請時から一定台数（※4）以上純増させる計画となっている場合
本助成金の交付上限額 1,100万円／台

※4 一定台数

大企業	大型トラックを含む	5台
	” 含まない	10台
中小企業	小型・大型問わず	3台

- ② 東京都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図る場合

本助成金の交付上限額 1,100万円／台

水素エンジントラック上乗せ助成金額

$$= \text{車両改造費用} + \text{車両購入費} - \text{水素エンジントラック本体助成金額} - \text{国補助等の額}$$



※R7年4月1日以降に購入した車両に限る

(5)FC ごみ収集車助成金額

(1) 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、リース契約費用に①5分の4をかけた額（ST整備後に残りのリース契約費用に5分の1をかけた額を助成）または②4分の3をかけた額から国補助等を差し引いた額とします。

※ リース契約費用とは、リース契約に含まれる FC ごみ収集車の両車本体価格とメンテナンス・サービス費用を合算した金額

(2) 水素ステーションの整備又は誘致を行い、10台以上導入をする場合は①の計算とし、5台以上導入をする場合は②の計算とします。

(3) 本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

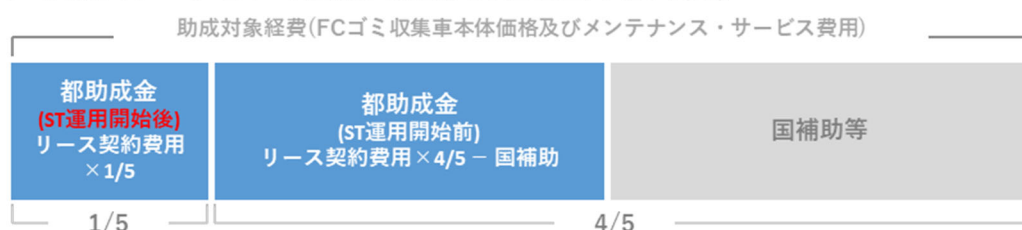
(4) 水素ステーションの運用が開始された場合、助成対象経費から国補助等を差し引いた額のうち、支払っていない金額を支払うこととします。（リース契約費用の1/5）

● リース契約費用に $\frac{4}{5}$ (もしくは $\frac{3}{4}$)をかけた額から国補助等を差し引いた額



FCゴミ収集車

▶ 水素ステーションの整備又は誘致+10台以上の導入($\frac{4}{5}$)



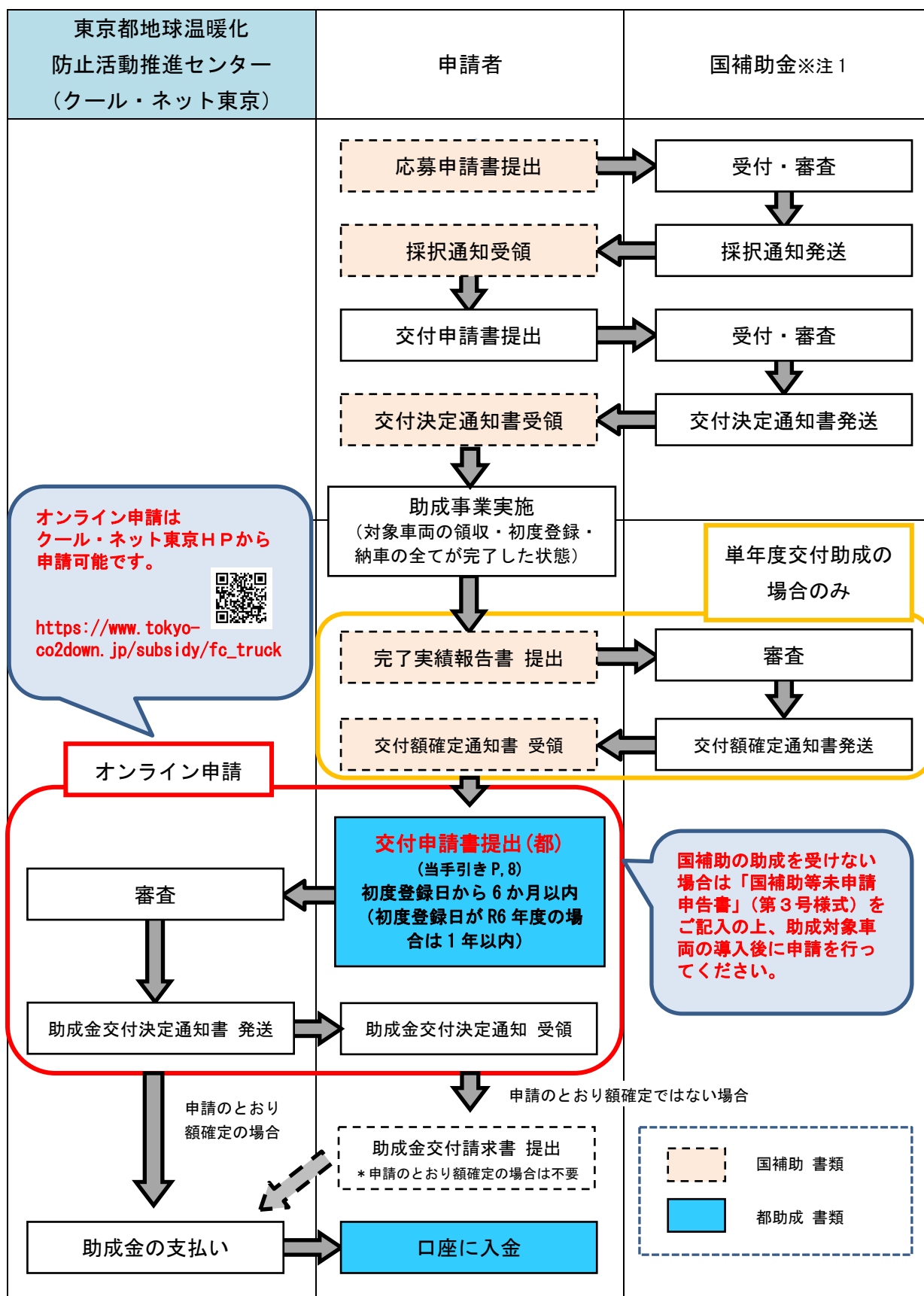
▶ 5台以上の導入($\frac{3}{4}$)



※下記の経費は上乗せ助成の対象になりません。（FCトラック、水素エンジントラック、FCごみ収集車）

- ①過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- ②自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）相当額
- ③自賠責保険料相当額

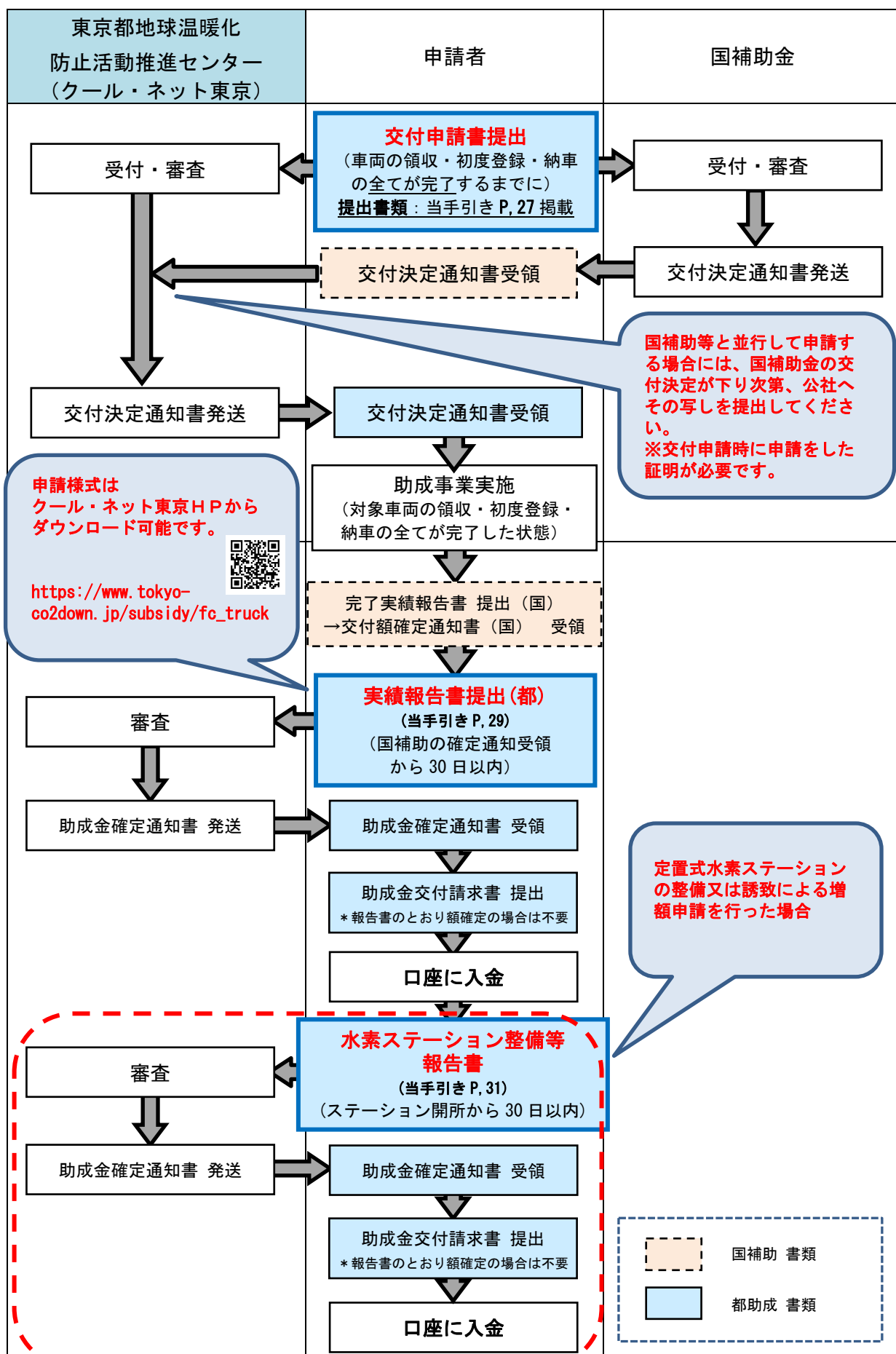
Ⅱ 助成金を受け取るまでのスケジュール（トラックの場合）



※注1 経済産業省の「グリーンイノベーション基金」、環境省の「商用車の電動化促進事業」など

※注2 中小企業でリース契約にて導入し、且つ車両費を2回のリース契約に分けて支払う場合でメンテナンス・サービス費の助成申請をする場合は、再リース契約書の締結から60日以内に申請してください。

助成金を受け取るまでのスケジュール（ごみ収集車の場合）



Ⅲ 交付申請について

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としまして、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象トラックを、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象トラックの管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 交付申請、実績報告及びその他の申請において、申請者または手続き代行者は本事業の要綱及び手引きを十分理解した上で申請を行ってください。
手続き代行者においては要綱等に従って手続きを遂行していないと認める場合が、代行の停止を求める場合があります。

(6) 申請に係る情報については、個人情報のため申請者並びに手続き代行者以外にお答えすることは一切できませんので、ご了承ください。

2 対象の確認

申請者（民間企業、区市町村（実施要綱第2条第四号を満たす燃料電池ごみ収集車を導入する場合に限る）リース事業者、独立行政法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、法律により直接設立された法人、その他東京都知事が認める者）は、申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	要 件
	(1) 過去に税金の滞納がない
	(2) 刑事上の処分を受けていない
	(3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(4) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(5) 燃料電池等トラックである ※道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条に規定する準中型自動車または大型自動車 ※水素エンジントラックの場合は、実施要項第 2 条第 1 項第 3 号の定義を満たすものであること ※燃料電池ごみ収集車の場合は、実施要綱第 2 条第 1 項第 5 号の定義を満たすものであること
	(6) 初度登録日（助成対象トラックが初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和 6 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間の燃料電池トラック（中古車を除く。）である ※水素エンジントラックの場合は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に水素エンジントラックへと改造を行った車両であること。
	(7) 道路運送車両法第 60 条第 1 項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が都内にある
	(8) 国補助等がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りではない。
上記「✓」は該当するかご確認ください。また、 <u>過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(4)に違反します。</u>	

✓	上乗せ助成（燃料電池トラック・水素エンジントラック）
リース契約費用の助成を申請する場合	
	・リース契約に関する当事者双方の共同申請である
①「燃料電池トラック・水素エンジントラック導入計画書」を提出した場合	
	(1) 5年度以内に自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池トラック（中古車を除く。）を当該申請時から5台（助成対象者が中小企業の場合は3台以上、大企業の場合で小型トラック、水素エンジントラックのみを導入する場合は10台）以上純増させる計画となっている
	(2) 「燃料電池トラック・水素エンジントラック導入計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されている
②助成対象者が、東京都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図る場合	
	・「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、5年度以内の開所であり助成対象者組織内において意思決定されている。
③助成対象者が、上記2つの上乗せ要件の対象外であり、グリーン経営認証またはISO14001を取得している貨物自動車運送事業である場合 ※地方公共団体は除く	
	(1) グリーン経営認証を取得済みであることまたは交付申請時に取得に係る申請を完了していること（※燃料電池トラックのみ）
	(2) ISO14001 認証を取得済みであることまたは交付申請時に取得に係る申請を完了していること（※燃料電池トラックのみ）

✓	上乗せ助成（燃料電池ごみ収集車）
商用水素ステーションの整備又は誘致を図り、燃料電池ごみ収集車を10台以上導入する場合	
	(1) 本助成金の申請を行った日の属する年度からの累計で燃料電池ごみ収集車を10台以上導入すること。
	(2) 協定書で示した開所予定日までに定置式水素ステーションを開所すること
燃料電池ごみ収集車を5台以上導入する場合	
	(1) 本助成金の申請を行った日の属する年度からの累計で燃料電池ごみ収集車を5台以上導入すること。

3 お手元にご用意するもの

以下《お手元の書類一覧》の書類をお手元にご用意ください。《記載事項の詳細》については、次ページより記載しております。

不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1 に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※本事業において提出された書類については、開示請求があった際に開示の対象となる場合がございます。

(1) 燃料電池小型トラック及び大型トラック申請の場合

○申請の注意点

助成対象トラックの初度登録日から起算して6ヶ月（初度登録日が R6 年度の場合は1年）以内に交付申請を行ってください。

《お手元の書類一覧》

	✓	書 類	容量
法人のみ		(1) 登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る ※リースの場合、リース事業者と貸与先のもの	10MB
法人のみ		(2) 法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る ※リースの場合、リース事業者と貸与先のもの	5MB
必須		(3) 導入車両の車両本体価格を証明する書類（請求書等） ※リース契約の場合、リース事業者や販売店が用意	5MB
必須		(4) 導入車両の代金の支払に係る領収書（領収書等） ※リース契約の場合、リース事業者や販売店が用意	5MB
必須		(5) 導入車両の自動車検査証	5MB
リースのみ		(6) 導入車両のリース契約書等 ※車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要。	5MB
リースのみ		(7) 転リース料がわかる書類 ※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要 ※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること	5MB
リースのみ		(8) 貸与料金の算定根拠明細書 ※リース契約書、覚書等で月額リース料金が助成金相当額以上還元されている記載があれば省略可 ※国等複数年度交付助成の場合は不要	5MB

必須		(9) ディーゼルトラックの車両本体価格を証明する書類（見積書等） ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	5MB
リースのみ		(10) ディーゼルトラックのリース契約書（案）等 ※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等のトラックであり、メンテナンス・サービス費用が含まれていること。 ※申請日時時点で、1年以内に発行されたものであること。 ※申請者が中小企業者でない場合は不要	5MB
必須		(11) 国の交付決定通知書または額確定通知書 ※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須 ※国等複数年度交付助成の場合、その受給者が提出すること	5MB
必須		(12) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類 ※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要 ※国等複数年度交付助成の助成金受け渡しを行っていることを証明すること	5MB
必須		(13) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等） ※リース貸与先が上乗せ申請する場合はリース会社、貸与先の両方が必要	5MB
リースのみ		(14) 中小企業であることが確認できる書類 ※助成対象者が中小企業者であり、リース契約する場合に限る ※従業員数が確認できる公的書類（登記事項証明書又は財務諸表で中小企業者であることが確認できる場合は不要） ※中小企業が上乗せ助成申請を行う場合も必要	5MB
		上乗せ助成を申請する際に必要な追加書類	
		(15) 車両導入計画書（5年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの） ※導入台数に係る上乗せ申請する場合のみ ※5年度以内に5台（中小企業の場合は3台以上、大企業の場合で小型トラック、水素エンジントラックのみを導入する場合は10台）以上純増させる計画になっていること	
		(16) 定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの） ※水素ステーションに係る上乗せ申請する場合のみ	
		(17) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類 ※(15)又は(16)を提出する場合のみ	
		(18) グリーン経営認証またはISO14001認証を取得していることがわかる書類 ※上乗せ助成を受ける場合のみ必要	5MB
		上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。
※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

- (1) 登記事項証明書（現在（履歴）事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：申請者情報との突合、資本金

※リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要

※申請区分が法人の場合のみ必要。

- (2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：税金の滞納がないこと、直近の書類であること

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書を提出すること。

・令和6年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）

・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出

・非課税の場合は、令和6年分又は令和7年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

※リース契約等の場合、リース事業者と貸与先のものが必要

- (3) 導入車両の車両本体価格を証明する書類（請求書等）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、諸元、商流

・車両登録番号、車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。

・車両本体価格（標準架装費用を含む）以外の費用は含めないこと（値引き等）

- (4) 導入車両の代金の支払に係る領収書（領収書等）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、領収金額

・車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。

・その他入金確認書等代金支払い証明等でも可

- (5) 導入車両の自動車検査証

確認事項：初度登録日、新車、燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置

① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。

② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可

※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要

③ 初度登録年月日が令和6年4月1日から令和13年3月31日であること。

④ 使用の本拠の位置が東京都内であること。

⑤ 複数のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(6) 導入車両のリース契約書等

※リース契約の場合のみ必要

確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること、車両情報、メンテナンス・サービスの項目がわかること（中小企業の場合のみ）

- ① 申請者（借主）及び貸与元双方の同意があるもの
※印又は電子契約の場合、契約締結日や自筆のサイン等
- ② リース料金がわかるもの
- ③ 車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること
- ④ メンテナンス・サービスの項目がわかり、費用が含まれていること
- ⑤ 月額リース料金が助成金相当額以上還元されていることがわかること
※記載がない場合は別紙算定根拠明細書を提出すること。ただし、国等複数年度交付助成の場合は記載不要

(7) 転リース料がわかる書類

※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要

※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること

確認事項：契約による事業者の関係、金額

(8) 貸与料金の算定根拠明細書

※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要

確認事項：申請者（借主）のリース料金が助成額相当以上に還元されているか

- ・国補助及び都補助相当額を減額してリースしていること
- ※リース契約書、覚書等で月額リース料金が助成金相当額以上還元されている記載があれば省略可
- ※国等複数年度交付助成の場合は不要

(9) ディーゼルトラックの車両本体価格を証明する書類（見積書等）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：同等仕様のディーゼルトラック車両本体価格、諸元、商流

- ① 導入車両と積載量、全長等の仕様が同等であるトラックであり、車両本体価格の記載があるものに限る
- ② 車両本体価格（標準架装費用を含む）以外の費用、値引き等は含めないこと
- ③ 申請日時点で1年以内に発行されたものに限る

(10)ディーゼルトラックのリース契約書（案）等

※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等のトラックであり、メンテナンス・サービス費用が含まれていること。

※申請日時点で、１年以内に発行されたものであること。

※申請者が中小企業者でない場合は不要

確認事項：導入車両と同等仕様のディーゼルトラックをリース対象としているか、導入車両のメンテナンス・サービス項目と同一の項目となっているか

(11) 国の交付決定通知書または額確定通知書

※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須

※国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知書を提出すること。

確認事項：交付対象者、国の助成金額

・国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知書を提出すること。

※正当な理由により国補助等の交付申請をすることができない場合は、「国補助受給の有無」を「なし」で第３号様式

(12) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類

※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要

確認事項：契約内容

- ① 受託者の燃料電池トラックを導入すること
- ② 受託者の燃料電池トラックの導入費用について、委託元が国等複数年度交付助成の助成金相当額の補助を証明すること
- ③ 受託者は燃料電池トラック導入の際、委託元に車両番号等の情報を申告すること

(13) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

- ① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。
- ② 定期預金口座でないこと。
- ③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可
- ⑤ リース契約者（借主）が増額補助を受ける場合は、リース事業者とエンドユーザー双方の口座確認書類を提出すること
※国等複数年度交付助成の場合、リース事業者分は不要

(14) 中小企業者であることが確認できる書類

確認事項：従業員数

※助成対象者が中小企業者かつリース契約費用（メンテナンス・サービス費用）への助成または導入車両純増による増額申請を行う場合のみ必要

※登記事項証明書又は財務諸表で中小企業者であることが確認できる場合は不要

※リース契約者（借主）が増額補助を受ける場合は、エンドユーザーの確認書類のみで可

※申請者の規模定義については、以下 URL の「1. 中小企業者の定義」をご確認ください。

中小企業庁 HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※中小企業者のうち、以下（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合は、“申請者が中小企業者ではない場合”としてご申請ください。

（ア）	単独の大企業（注）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している。
（イ）	複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している。
（ウ）	単独の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務している。

（注）中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のもの

※上記（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合であるにもかかわらず、中小企業者として申請をされた場合は虚偽申請として判断される場合がございます。申請にあたっては申請事業者の規模についてよくご確認の上ご申請ください。

(15) 車両導入計画書（5年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの）

確認事項：5年度以内に、自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池トラック（中古車を除く。）を当該申請時から5台（または3台または10台）以上純増させる計画となっていること。

※導入台数に係る上乗せ申請する場合のみ

※中小企業の場合は3台以上、大企業の場合は5台以上（小型トラック、水素エンジントラックのみを導入する場合は10台）の純増

- (16) 定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの）

確認事項：当該定置式水素ステーションの開所予定日は、本助成金の申請を行った年度から5年度以内となっていること。

- (17) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類

確認事項：「車両導入計画書」又は「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されていること

- (18) グリーン経営認証またはISO14001認証を取得していることがわかる書類

※上乗せ助成を受ける場合のみ必要

確認事項：交付対象者、有効期限、使用の本拠と証書に記載の住所が一致するか。

・認証取得事業所の住所と助成対象車両の自動車検査証上の使用の本拠の位置が一致していること

- (1)～(18)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

(2) 水素エンジントラック申請の場合

○申請の注意点

助成対象水素エンジントラックは令和7年4月1日から令和13年3月31日までの間に水素エンジントラックに改造した車両を交付申請してください。

《お手元の書類一覧》

	✓	書 類	容量
法人のみ		(1) 登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る	10MB
法人のみ		(2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る	5MB
必須		(3) 水素エンジントラックへの改造費用を証明する書類（請求書等）	5MB
必須		(4) 水素エンジントラックへの改造費用の支払いに係る領収書	5MB
必須		(5) 水素エンジントラックへの改造を行った車両の自動車検査証	5MB
必須		(6) 国の交付決定通知書または額確定通知書 ※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須 ※国等複数年度交付助成の場合、その受給者が提出すること	5MB
必須		(7) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	5MB
		上乗せ助成を申請する際に必要な追加書類	
		(8) 水素エンジントラックへの改造を目的に購入した車両本体価格を証明する書類（請求書等）	5MB
		(9) 水素エンジントラックへの改造を目的に購入した車両の支払いに係る領収書	5MB
		(10) 水素エンジントラックへの改造を目的に購入した車両の自動車検査証	5MB
		(11) 車両導入計画書（5年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの） ※導入台数に係る上乗せ申請する場合のみ ※5年度以内に5台（中小企業の場合は3台以上、大企業の場合で小型トラック、水素エンジントラックのみを導入する場合は10台）以上純増させる計画になっていること	
		(12) 定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの） ※水素ステーションに係る上乗せ申請する場合のみ	
		(13) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類 ※(11)又は(12)を提出する場合のみ	
		(14) 中小企業であることが確認できる書類 ※助成対象者が中小企業者であり、リース契約する場合に限る ※従業員数が確認できる公的書類（登記事項証明書又は財務諸表で中小企業者であることが確認できる場合は不要）	5MB
		上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。
※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

- (1) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：申請者情報との突合、資本金

※申請区分が法人の場合のみ必要。

- (2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：税金の滞納がないこと、直近の書類であること

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書を提出すること。

- ・令和6年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
- ・非課税の場合は、令和6年分又は令和7年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

- (3) 水素エンジントラックへの改造費用を証明する書類（請求書等）

確認事項：宛名、車両情報、改造費用価格

- ・車両登録番号、車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。
- ・改造費以外の費用は含めないこと（値引き等）

- (4) 水素エンジントラックへの改造費用の支払いに係る領収書

確認事項：宛名、車両情報、領収金額

- ・車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。

- (5) 水素エンジントラックへの改造を行った車両の自動車検査証

確認事項：改造日、燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置

- ① 改造日が令和7年4月1日から令和13年3月31日であること
- ② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 使用の本拠の位置が東京都内であること。
- ④ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

- (6) 国の交付決定通知書または額確定通知書

※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須

※国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知

書を提出すること。

確認事項：交付対象者、国の助成金額

- ・国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知書を提出すること。

※正当な理由により国補助等の交付申請をすることができない場合は、「国補助受給の有無」を「なし」で第3号様式

(7) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

- ① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。
- ② 定期預金口座でないこと。
- ③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(8) 水素エンジントラックへの改造を目的に購入した車両本体価格を証明する書類
(請求書等)

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、諸元、商流

- ・車両登録番号、車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。
- ・車両本体価格以外の費用は含めないこと（値引き等）
- ・水素エンジントラックへの改造を目的に車両を購入した場合のみ必要
- ・車両を製造した者から導入事業者に車両を販売した者への販売価格がわかること

(9) 水素エンジントラックへの改造を目的に購入した車両の支払いに係る領収書

確認事項：宛名、車両情報、領収金額

- ・車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。
- ・水素エンジントラックへの改造を目的に車両を購入した場合のみ必要

(10) 水素エンジントラックへの改造を目的に購入した車両の自動車検査証

確認事項：初度登録日、新車、燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置

- ① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。
- ② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 初度登録年月日が令和6年4月1日から令和13年3月31日であること。
- ④ 使用の本拠の位置が東京都内であること。
- ⑤ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

- (11) 車両導入計画書（5年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの）

確認事項：5年度以内に、自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池トラック（中古車を除く。）を当該申請時から5台（または3台または10台）以上純増させる計画となっていること。

※導入台数に係る上乗せ申請する場合のみ

※中小企業の場合は3台以上、大企業の場合は5台以上（小型トラック、水素エンジントラックのみを導入する場合は10台）の純増

- (12) 定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの）

確認事項：当該定置式水素ステーションの開所予定日は、本助成金の申請を行った年度から5年度以内となっていること。

- (13) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類

確認事項：「車両導入計画書」又は「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されていること

- (14) 中小企業者であることが確認できる書類

確認事項：従業員数

※助成対象者が中小企業者かつリース契約費用（メンテナンス・サービス費用）への助成または導入車両純増による増額申請を行う場合のみ必要

※登記事項証明書又は財務諸表で中小企業者であることが確認できる場合は不要

※リース契約者（借主）が増額補助を受ける場合は、エンドユーザーの確認書類のみで可

※申請者の規模定義については、以下 URL の「1. 中小企業者の定義」をご確認ください。

中小企業庁 HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※中小企業者のうち、以下（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合は、“申請者が中小企業者ではない場合”としてご申請ください。

(ア)	単独の大企業(注)又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している。
(イ)	複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している。
(ウ)	単独の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務している。

(注) 中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のもの

※上記（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合であるにもかかわらず、中小企業者として申請をされた場合は虚偽申請として判断される場合がございます。申請にあたっては申請事業者の規模についてよくご確認の上ご申請ください。

(1)～(14)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

（3）車両本体価格を含む再リース契約を結ぶメンテナンス・サービス費用の助成を受ける場合（※初回リースと本体助成が完了後、再リース契約分のメンテナンス・サービス費用申請を行う場合のみ）

○申請の注意点

助成対象トラックの再リース契約を締結した日から 60 日以内に交付申請を行ってください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る	10MB
	(2) 法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る	5MB
	(3) 導入車両の自動車検査証	5MB
	(4) 導入車両の再リース契約書等 ※車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要。	5MB
	(5) 転リース料がわかる書類 ※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要 ※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること	5MB
	(6) ディーゼルトラックの再リース契約書（案）等 ※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等のトラックであり、メンテナンス・サービス費用が含まれていること。 ※申請日時点で、1年以内に発行されたものであること。 ※申請者が中小企業者でない場合は不要	5MB

	(7) 国の交付決定通知書または額確定通知書 ※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須 ※国等複数年度交付助成の場合、その受給者が提出すること ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	5MB
	(8) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類 ※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要 ※国等複数年度交付助成の助成金受け渡しを行っていることを証明すること	5MB
	(9) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	5MB
	(10) 当初リース契約に係る公社からの交付決定通知書	5MB
	(11) 中小企業であることが確認できる書類 ※助成対象者が中小企業者であり、リース契約する場合に限る ※従業員数が確認できる公的書類（登記事項証明書又は財務諸表で中小企業者であることが確認できる場合は不要）	
	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

- (1) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：申請者情報との突合、資本金

※申請区分が法人の場合のみ必要。

- (2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：税金の滞納がないこと、直近の書類であること

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書を提出すること。

- ・令和6年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
- ・非課税の場合は、令和6年分又は令和7年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

- (3) 導入車両の自動車検査証

確認事項：当初リース契約と同一車両か、所有者・使用者、使用の本拠の位置

- ① 当初リース契約における車両と同一であること
- ② 最新のものを提出すること。
- ③ 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可

※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要

- ④ 初度登録年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日であること。
- ⑤ 使用の本拠の位置が東京都内であること。
- ⑥ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(4) 導入車両の再リース契約書等

確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること、車両費を再リース契約でも支払っていること、車両情報、メンテナンス・サービスの項目がわかること、

- ① 申請者（借主）及び貸与元双方の同意があるもの
※印又は電子契約の場合、契約締結日や自筆のサイン等
- ② リース料金がわかるもの
- ③ 車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること
- ④ メンテナンス・サービスの項目がわかり、費用が含まれていること

(5) 転リース料がわかる書類

※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要

※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること

確認事項：契約による事業者の関係、金額

(6) ディーゼルトラックのリース契約書（案）等

※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等のトラックであり、メンテナンス・サービス費用が含まれていること。

※見積書でも可

※申請日時点で、1 年以内に発行されたものであること。

※申請者が中小企業者でない場合は不要

確認事項：導入車両と同等仕様のディーゼルトラックを再リース対象としているか、導入車両のメンテナンス・サービス項目と同一の項目となっているか

(7) 国の交付決定通知書または額確定通知書

※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須

※国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知書を提出すること。

確認事項：交付対象者、金額

(8) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類

※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要

確認事項：契約内容

- ① 受託者の燃料電池トラックを導入すること

- ② 受託者の燃料電池トラックの導入費用について、委託元が国等複数年度交付助成の助成金相当額の補助を証明すること
- ③ 受託者は燃料電池トラック導入の際、委託元に車両番号等の情報を申告すること

(9) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

- ① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。
- ② 定期預金口座でないこと。
- ③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(10) 当初リース契約に係る公社からの交付決定通知書

確認事項：助成対象者、助成金額、交付決定番号

(14) 中小企業者であることが確認できる書類

確認事項：従業員数

※助成対象者が中小企業者かつリース契約費用（メンテナンス・サービス費用）への助成または導入車両純増による増額申請を行う場合のみ必要

※登記事項証明書又は財務諸表で中小企業者であることが確認できる場合は不要

※リース契約者（借主）が増額補助を受ける場合は、エンドユーザーの確認書類のみで可

※申請者の規模定義については、以下 URL の「1. 中小企業者の定義」をご確認ください。

中小企業庁 HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※中小企業者のうち、以下（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合は、“申請者が中小企業者ではない場合”としてご申請ください。

（ア）	単独の大企業(注)又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している。
（イ）	複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している。

(ウ)	単独の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務している。
-----	---

(注) 中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のもの

※上記（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合であるにもかかわらず、中小企業者として申請をされた場合は虚偽申請として判断される場合がございます。申請にあたっては申請事業者の規模についてよくご確認の上ご申請ください。

(1)～(14)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

（４）燃料電池ごみ収集車申請の場合

（ZEV ごみ収集車集中導入支援事業による場合）

○交付申請の注意点

燃料電池ごみ収集車（ZEV ごみ収集車集中導入支援事業）の申請の場合のみ、**事前申請**となります。（燃料電池ごみ収集車を「ZEV ごみ収集車集中導入支援事業」以外で申請する場合は（１）と同様に**事後申請**となります。）

助成事業の完了（対象車両の領収、初度登録、納車の３つがすべて完了している状態）までに申請をお願いします。

《お手元の書類一覧》（交付申請）

✓	書 類	容量
	(1) 登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※申請日時時点で、発行日から3か月以内のものに限る	
	(2) 法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※申請日時時点で、発行日から3か月以内のものに限る	
	(3) 見積書（車両本体価格が明記されているもの） ※車両本体価格以外の費用、値引き等は含めないこと	
	(4) リース見積書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要	
	(5) 国の交付決定通知書又は国補助等に申請をしていることがわかる書類 ※正当な理由により国補助等の交付申請ができない場合以外は必須 ※国補助等に申請していることがわかる書類を提出する場合は、国補助等の申請に対する交付又は不交付決定通知書を受領後、提出すること。	
	(6) 東京都実施の集中導入支援事業の実施に係る協定書	
	(7) 区市町村との関係性がわかる書類（業務委託の契約書等） ※導入車両の所有者または使用者が地方公共団体でない場合のみ必要	
	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公 社が必要と認める書類として提出を求めます。	

※燃料電池ごみ収集車事業は紙申請での受付となります。（メール提出の場合は P35 参照）

《記載事項の詳細》

- (1) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請日から3か月以内に発行されたもの）

※地方公共団体を除く、リース会社や業務委託先が対象

確認事項：申請者情報との突合

- (2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）

※地方公共団体を除く、リース会社や業務委託先が対象

確認事項：税金の滞納がないこと、直近の書類であること

- ・令和6年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
- ・非課税の場合は、令和6年分又は令和7年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

- (3) 購入予定車両の見積書（車両本体価格が明記されているもの）

確認事項：車両情報、車両本体価格

※車両本体価格（標準架装費用を含む）がわかること

※車両本体価格以外の費用、値引き等は含めないこと。

- (4) 契約予定車両のリース見積書

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：車両情報、車両本体価格、リース価格

- ・リース金額がわかること
- ・オプション等を除いた契約価格が分かること（別紙可）
- ・月額リース料金が助成金相当額以上還元されていることがわかること

※記載がない場合は別紙算定根拠明細書を提出すること。ただし、国等複数年度交付助成の場合は記載不要

- (5) 国の交付決定通知書又は国補助等に申請をしていることがわかる書類

※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須

※国補助等と並行して申請する場合には、国補助金の交付決定が下り次第、公社へその写しを提出すること。

確認事項：交付対象者、国の助成金額

・国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知書を提出すること。

※正当な理由により国補助等の交付申請をすることができない場合は、「国補助受給の有無」を「なし」で第3号様式にも記入の上、申請してください。

(6) 東京都実施の集中導入支援事業の実施に係る協定書

確認事項：交付対象者、協定の内容

(7) 区市町村との関係性がわかる書類（業務委託の契約書等）

※導入車両の所有者または使用者が地方公共団体でない場合のみ必要

確認事項：協定書が結ばれている地方公共団体か、交付対象者、業務委託契約書の内容

(1)～(7)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

○実績報告の注意点

助成対象事業者は、国からの補助金額確定通知書を受領後 30 日以内に実績報告を提出してください。

※国からの補助金を受けない場合は、助成事業実施後 30 日以内

《お手元の書類一覧》（実績報告）

✓	書 類	容量
	(1) 導入車両の車両本体価格を証明する書類（請求書等） ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	
	(2) 導入車両の代金の支払いに係る領収書 ※車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。	
	(3) 導入車両の自動車検査証	
	(4) 導入車両のリース契約書等 ※車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載がある書類も添付すること。 ※リース事業者が申請者に含まれる場合のみ必要	
	(5) 転リース料がわかる書類 ※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要 ※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること	
	(6) 貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要 ※国等複数年度交付助成の場合は不要	
	(7) 国の交付決定通知書または額確定通知書 ※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須 ※国等複数年度交付助成の場合、その受給者が提出すること ※リース契約の場合、リース事業者や製造販売元が用意	
	(8) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	

※燃料電池ごみ収集車事業は紙申請での受付となります。（メール提出の場合は P35 参照）

《記載事項の詳細》

(1) 導入車両の車両本体価格を証明する書類（請求書等）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、商流

- ・ 車両登録番号、車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。
- ・ 車両を製造した者から導入事業者へ車両を販売した者への販売価格がわかること
- ・ 車両本体価格（標準架装費用を含む）以外の費用は含めないこと（値引き等）

(2) 導入車両の代金の支払に係る領収書（領収書、入金確認書等代金支払い証明）

※リース契約の場合、リース事業者や販売元が用意

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、領収金額

- ・ 車両登録番号又は車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。

(3) 導入車両の自動車検査証

確認事項：初度登録日、新車、燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置

- ① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。
- ② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 初度登録年月日が協定書の期間内であること。
- ④ 使用の本拠の位置が東京都内であること。
- ⑤ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(4) 導入車両のリース契約書等

※リース契約の場合のみ必要

確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること、車両情報

- ① 申請者（借主）及び貸与元双方の同意があるもの
※印又は電子契約の場合、契約締結日や自筆のサイン等
- ② リース料金がわかるもの
- ③ 車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること
- ④ メンテナンス・サービスの項目がわかり、費用が含まれていること
- ⑤ 月額リース料金が助成金相当額以上還元されていることがわかること
※記載がない場合は別紙算定根拠明細書を提出すること。ただし、国等複数年度交付助成の場合は記載不要

(5) 転リース料がわかる書類

※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要

※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること

確認事項：契約による事業者の関係、金額

(6) 貸与料金の算定根拠明細書

※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要

確認事項：申請者（借主）のリース料金が助成額相当以上に還元されているか

・国補助及び都補助相当額を減額してリースしていること

※リース契約書、覚書等で月額リース料金が助成金相当額以上還元されている
記載があれば省略可

※国等複数年度交付助成の場合は不要

(7) 国の交付決定通知書または額確定通知書

※国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須

※国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知書を提出すること。

確認事項：交付対象者、金額

(8) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

- ① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。
- ② 定期預金口座でないこと。
- ③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(1)～(8)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

○水素ステーション整備後における申請の注意点

申請区分が「商用水素ステーションの整備又は誘致+燃料電池ごみ収集車を 10 台以上導入」を行う助成対象事業者は、商用水素ステーション開所日から 30 日以内に定置式水素ステーション整備等報告書を提出してください。

《お手元の書類一覧》（水素ステーション整備後）

	水素ステーション整備後における申請をする際に必要な追加書類	
	(1) 助成金額確定通知書	
	(2) 整備完了後の現地地図	
	(3) 整備した定置式水素ステーションの概要	
	(4) 運営事業者との契約書等	
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公 社が必要と認める書類として提出を求めます。		

※燃料電池ごみ収集車事業は紙申請での受付となります。（メール提出の場合は P35 参照）

《記載事項の詳細》

(1) 助成金額確定通知書

確認事項：初度登録日、車台番号、所有者・使用者、使用の本拠の位置

・ステーション開所を行うまでの間に、通知された全ての助成金額確定を提出する

※書類の返送は行っておりませんので、写しを推奨します。

(2) 整備完了後の現地地図

※水素ステーションの整備又は誘致を行う場合のみ

確認事項：ステーションの場所

(3) 整備した定置式水素ステーションの概要

※水素ステーションの整備又は誘致を行う場合のみ

確認事項：整備・運営事業者情報、開所時期、事業内容、開所住所、台数等

(4) 運営事業者との契約書等

※水素ステーションの整備又は誘致を行う場合のみ

確認事項：運営事業者情報等

・申請者（借主）及び貸与元双方の同意があるもの

※印又は電子契約の場合、契約締結日や自筆のサイン等

(1)～(4)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

※定置式水素ステーション整備等報告書の提出完了後に上乗せ助成金額（助成対象経費の 1/5）をお支払いいたします。

また、定置式水素ステーション整備等報告書の提出完了以降に燃料電池ごみ収集車を申請した場合は、上乗せ助成金も基本助成額と同時にお支払いいたします。

車両の申請台数が 10 台に満たない場合でも、申請済の車両分の上乗せ助成金はお支払いいたしますが、協定書の期間までに要件を満たせない場合は、返還対象となりますのでご注意ください。

4 申請手続きについて

(1) 受付期限

令和 7 年度受付期限 令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）17：00 まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※初度登録日から 6 ヶ月（初度登録日が R6 の場合は 1 年）以内に申請をしてください。

（オンライン申請日＝受付日にて受付処理を行います。ご申請漏れがないようご注意ください。）

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② 1回の申請で複数台の車両を申請できます。

(3) 申請にあたっての留意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- ・審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ・リース期間等については、導入した助成対象トラックを処分制限期間（5年※）の間使用することを前提とした契約をしてください。なおリース事業者等が保有する助成対象トラックを契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象トラックを助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

※原則、本助成金により支援を受けて事業を行う助成対象トラックを販売する事業者が、自身も助成金を活用して助成対象トラックを所有することは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、助成金交付申請を行うことはできません。ただし、必要に応じて取引価格から利益相当分を排除することで、交付申請を行うことができます。

(4) 申請方法（トラック）

オンライン申請（2025 年 5 月現在です。申請しやすいよう随時更新予定です。）

<https://ttzk.graffer.jp/tokyo-co2down/smart-apply/apply-procedure-alias/fc-truck/door>

- ① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

- ② ログインについて



ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

Graffer
スマート申請

Googleでログイン

LINEでログイン

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス 必須

メールアドレスを入力してください。

パスワード 必須

パスワードを入力してください。

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合 [リセット](#) することができます。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#)
[ー及び個人情報の取り扱いについて](#)

上記に同意してサービスを利用する

[Grafferアカウントを作成する](#)

①Google アカウントやLINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③**新規登録**する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

- ③ 申請フォームに従い、入力してください。

(5) 申請方法（ごみ収集車）

郵送申請（HP から様式をダウンロードしてください。）

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc_truck

①ダウンロードについて

様式ダウンロード		
	様式	備考
FCトラック・水素エンジントラック様式一式	EXCEL	
FCごみ収集車様式一式	EXCEL	—

「Excel」 ボタンをクリックで様式のダウンロードが可能です。

②様式について

第1号様式（第7条関係）
公益財団法人
東京都環境公社 理事長殿

作成日 令和 年 月 日

燃料電池等トラック実装支援事業
助成金交付申請書（燃料電池ごみ収集車）

申請書作成には「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。
訂正は、二重線見え消しをお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）
不備連絡先、交付決定通知書送付先はどなたか1者にしてください。

1 主申請者（助成金受取者・リース貸与先・車両使用者）情報 ※登記事項証明書のとおり記入

郵便番号	-	不備連絡先	交付決定通知書送付先
主たる住所 又は住所			
法人等名称			
代表者役職	フリガナ 代表者氏名 又は氏名		
担当者住所			
担当者部署	フリガナ 担当者氏名		
電話番号	-	-	メールアドレス

手続代行者（リース事業者等）

郵便番号	-	不備連絡先	交付決定通知書送付先
担当者住所			
法人等名称			

1 ページ

第1号様式（申請者情報） 第1号様式（車両情報） 参考様式_国補助（複数年度）算出 第2号様式（誓約書）

1号様式・2号様式に必要な情報を記入してください。

（国補助を申請しない場合は3号様式も記載が必要です。）

③送付先について

様式への記入と必要書類の準備が整い次第、下記の住所に郵送してください。

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 10 階西オフィス

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）モビリティチーム

※メールでの送付を希望される場合は HP 最下部のもしくは下記リンクのお問い合わせページから、メールにて申請書類を提出したい旨をご連絡ください。

<https://mobi-tokyo-co2down.form.kintoneapp.com/public/tokyokankyo-mobility->

5 助成金額について

(1) 金額の確定（交付要綱第 8 条参照）

公社は、本助成金の交付申請を受けた場合には、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。交付の決定を行う場合には、交付すべき助成金の交付額の確定し、助成金交付決定通知書（第 4 号様式）により通知します。

※燃料電池ごみ収集車事業の場合は第 14 条、助成金交付決定通知書（第 10 号様式その 1 またはその 2）と読み替える。

(2) 助成金の交付（交付要綱第 8 条参照）

助成対象者は、本助成金の額の確定通知を番号受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第 6 号様式）を提出してください。

ただし、申請額のとおり助成金額が確定された場合は、交付申請をもって請求書とし、請求日は助成金額を確定した日とします。

※燃料電池ごみ収集車事業の場合は第 15 条、第 11 号様式と読み替える。

6 計画の変更等

(1) 助成事業の計画変更（交付要綱第 11 条参照）

① 交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、以下の変更が生じた場合には、予め助成対象事業計画変更申請書（第 8 号様式）の提出をしてください。

- ・助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ・助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

申請を受け、変更の内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を申請者へ通知します。

※燃料電池ごみ収集車事業の場合は第 7 号様式と読み替える。

② 上乗せ助成に係る事業内容を変更する場合

- ・「車両導入計画報告書」の提出後、公社がやむを得ない理由により車両導入計画を達成できなかったと認める場合、「車両導入計画変更届（第 9 号様式）」を提出することができる。
- ・「定置式水素ステーション整備等報告書」の提出後、公社がやむを得ない理由により整備予定日に開所できなかったと認める場合、「定置式水素ステーション整備等計画変更届（第 10 号様式）」を提出することができる。

(2) 軽微な変更

① 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・申請者の名前変更（法人の代表者変更、社名変更など）
- ・申請者の住所変更

- ・自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・リース契約に関する変更

ただし、**軽微な変更後も引き続き本事業要件を満たす必要があります**ので、「車検証における”使用の本拠の位置”が都内であること」等の条件を引き続き満たす必要があります。（要件については 11 ページ以降をご確認ください。）

② 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・その他の変更が確認できる公的書類の写し

IV 助成金を申請後に必要なこと

1 車両導入計画報告書の提出（交付要綱第 13 条）

- (1) 5 年度以内に 5 台（助成対象者が中小企業の場合は 3 台以上、大企業の場合で小型トラック、水素エンジントラックのみを導入する場合は 10 台）以上純増させる上乗せ助成を行った場合は、計画期間終了日（車両導入計画変更届を提出した場合は変更後の期日）から 30 日以内に車両導入計画報告書（第 11 号様式）を提出してください。
- (2) 計画期間終了日時点で 5 台（中小企業の場合は 3 台以上、大企業の場合で小型トラック、水素エンジントラックのみを導入する場合は 10 台）の純増が達成出来なかった場合は取消対象となり、全車両分の上乗せ助成金又は一部の返還が発生する場合がございます。

※計画期間終了時に交付決定車両を 5 台規定数以上有していることが条件です。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 当該車両の自動車検査証	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。
※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

2 水素ステーション設備等報告書の提出（交付要綱第 13 条）

- (1) 水素ステーションの整備又は誘致による上乗せ助成を行った場合は、整備予定日（定置式水素ステーション設備等計画変更届を提出した場合は変更後の予定日）から 30 日以内に定置式水素ステーション設備等報告書（第 12 号様式）を提出してください。
- (2) 整備予定日時点で水素ステーションの整備又は誘致が出来なかった場合は取消対象となり、全車両分の上乗せ助成金又は一部の返還が発生する場合がございます。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 整備完了後の現地地図	5MB
	(2) 整備した定置式水素ステーションの概要	5MB
	(3) 運営事業者との契約書等	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。 ※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

3 助成事業の経理（交付要綱第 20 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から 6 年間保存してください。

※燃料電池ごみ収集車事業の場合は第 22 条と読み替える。

4 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 7 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

※燃料電池ごみ収集車事業の場合は第 6 号様式と読み替える。

5 債権譲渡について（交付要綱第 12 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

6 交付決定の取消し（交付要綱第 14 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

(4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(5) 導入計画書（計画変更承認通知で認められた期間を含む）の計画期間終了までに、本助成金の申請を行った日の属する年度からの累計で都内ナンバーの燃料電池トラックの導入が5台（助成対象者が中小企業の場合は3台以上、大企業の場合で小型トラック、水素エンジントラックのみを導入する場合は10台）未満であったとき。

(6) 定置式水素ステーション整備等計画書（計画変更承認通知で認められた期間を含む）の整備予定日までに、定置式水素ステーションの整備が行われなかったとき。

(7) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。※燃料電池ごみ収集車事業の場合は第16条と読み替える。

本助成金の返還（交付要綱第15条）、違約加算金（交付要綱第16条）、延滞金（交付要綱第17条）等については交付要綱をご確認ください。

7 処分の制限（交付要綱第19条参照）

(1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

① 助成対象トラックに対する以下の行為

- ・本助成金の交付の目的に反する使用
- ・譲渡（売却・名義変更） ・交換 ・廃棄
- ・貸付（リース事業者を除く） ・担保に供すること

② 移転等により、助成対象事業で導入した燃料電池トラックの「都内」に関する要件を満たさなくなること。

(2) 本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

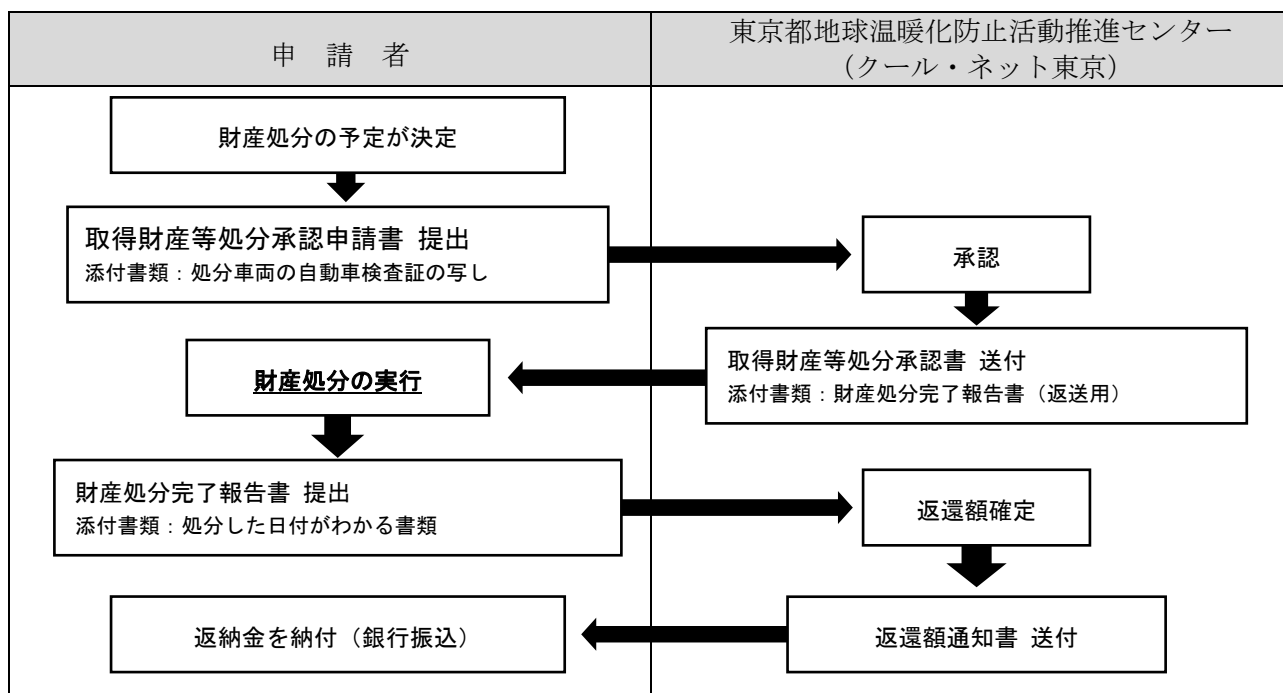
	処分制限期間 (初度登録から起算)
積載量2トン以下の場合	3年(36ヶ月)
積載量2トン超の場合	4年(48ヶ月)
自家用の場合	5年(60ヶ月)

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・事前にご連絡の上、承認申請は余裕をもって申請してください。
- ・承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

なお、5年間を超えるメンテナンス・サービス費用の助成を受け、メンテナンス・サービス期間内に車両を処分した場合、以下（3）のとおり、処分制限期間を過ぎてもメンテナンス・サービス費用に係る返納金が発生します。

※燃料電池ごみ収集車事業の場合は第 21 条と読み替える。



(3) 処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）まで月数で計算します。たとえば、10 日に初度登録した場合、翌月 10 日までは 1 カ月目、翌月 11 日からは 2 ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

なお、メンテナンス・サービス費用の助成を受ける場合、車両本体価格とメンテナンス・サービス費用を分けて返還額を算出するものとします。

・車両本体価格

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

・メンテナンス・サービス費用

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{メンテナンス・サービス期間}} \right)$$

ただし以下の場合には処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・天災等により、助成金を受領した車両が走行不能となり、抹消処分した場合
- ・過失の無い事故により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分した場合
- ・クール・ネット東京が特に認める場合

燃料電池等トラック実装支援事業 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和7年5月 発行
令和7年8月 編集

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきます
ようご協力お願い申し上げます。